

走行の順序について

1. 往路走行→周遊走行→復路走行の順でご走行ください。

①往路走行（1回のみ）

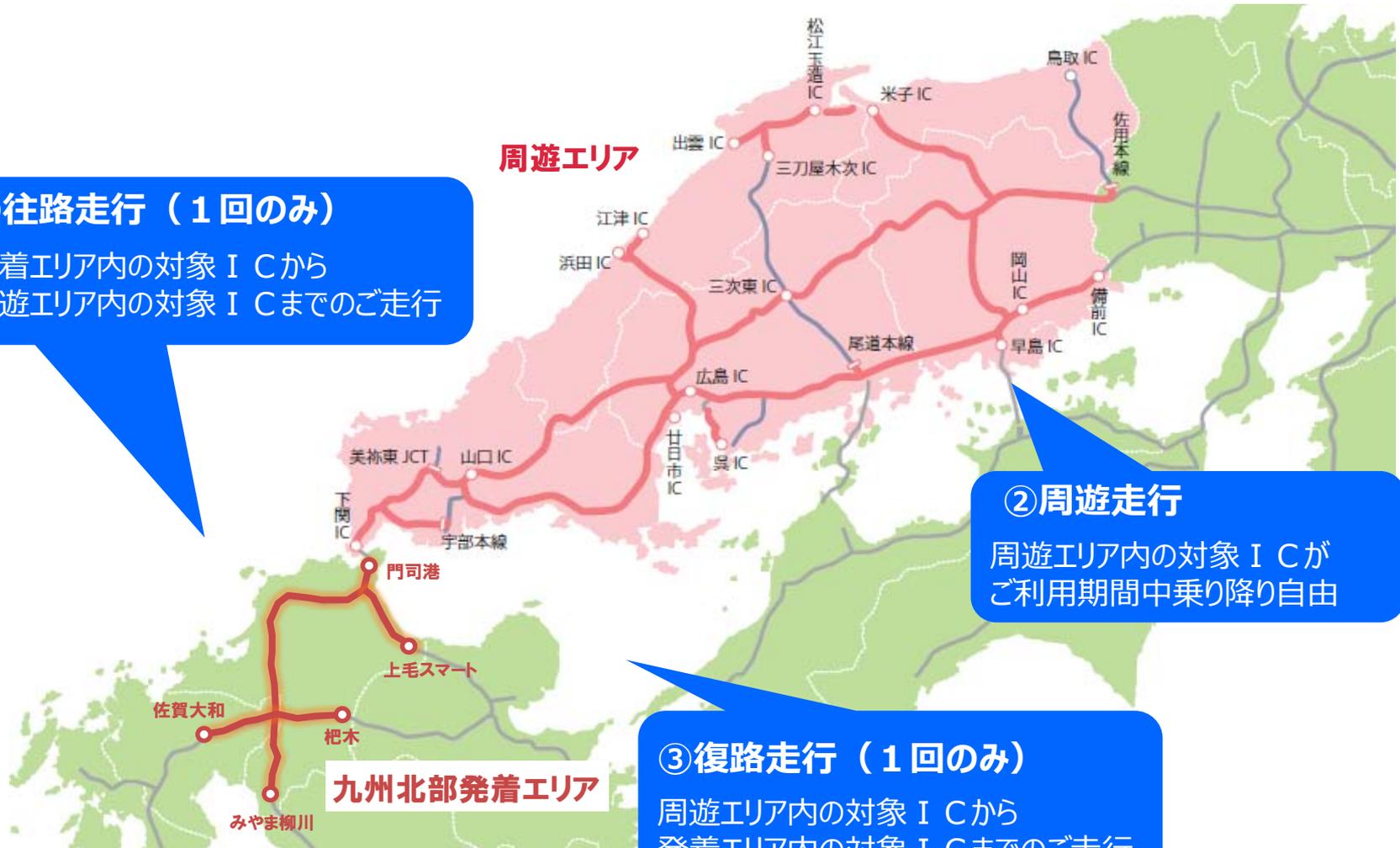
発着エリア内の対象 I C から
周遊エリア内の対象 I C までのご走行

②周遊走行

周遊エリア内の対象 I C が
ご利用期間中乗り降り自由

③復路走行（1回のみ）

周遊エリア内の対象 I C から
発着エリア内の対象 I C までのご走行



ご走行日時の判定について

2. 各走行の走行日時の判定は、出口 I C の料金所を通過した時間で行います。

※本線料金所を通行する場合、本線料金所の通過時間で判定いたします。

中国道から出雲・松江方面へは「三次東料金所」、山陽道から出雲・松江方面へは「尾道本線料金所」、中国道から鳥取方面へは「佐用本線料金所」の通過時刻で判定いたします。

・8月1日（火）をご利用開始日として全日3日間プランを利用する場合

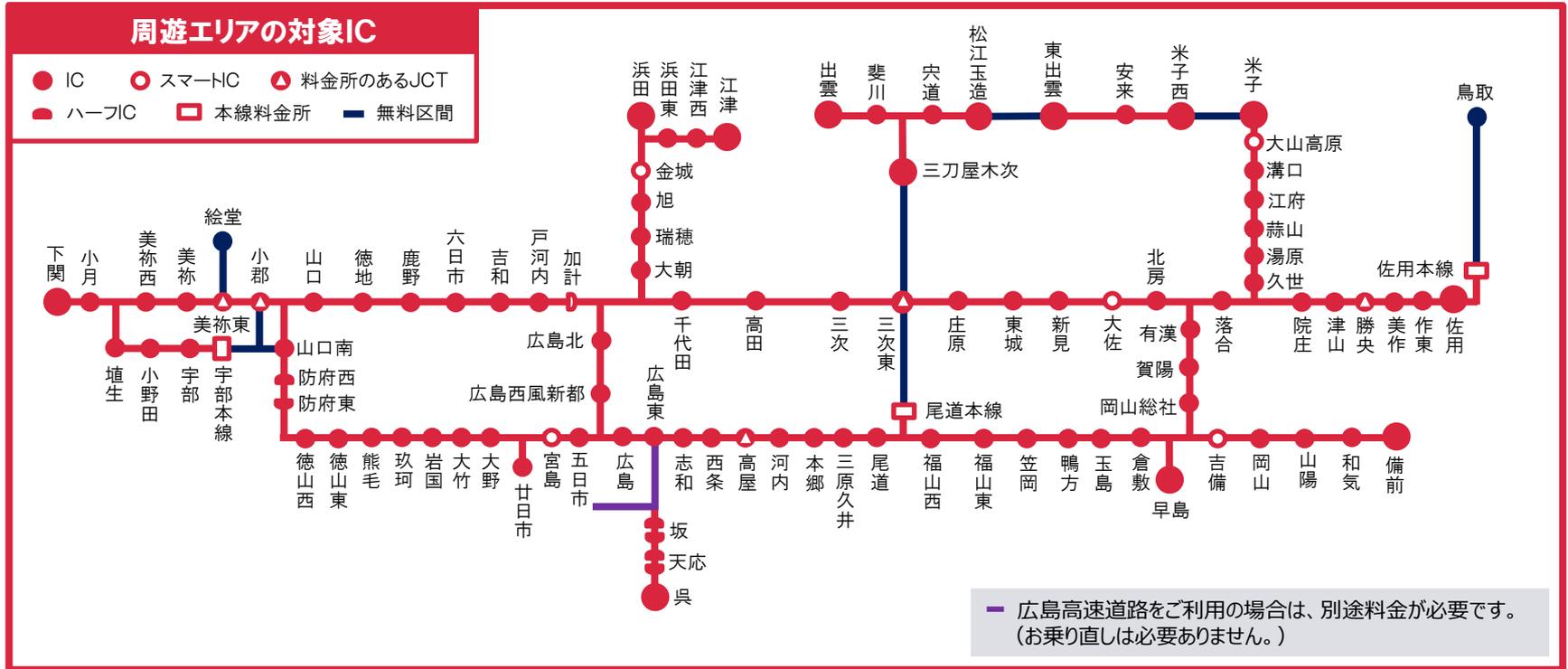


走行方法について その2

往路走行は、周遊エリアの対象 I Cでお降りください。



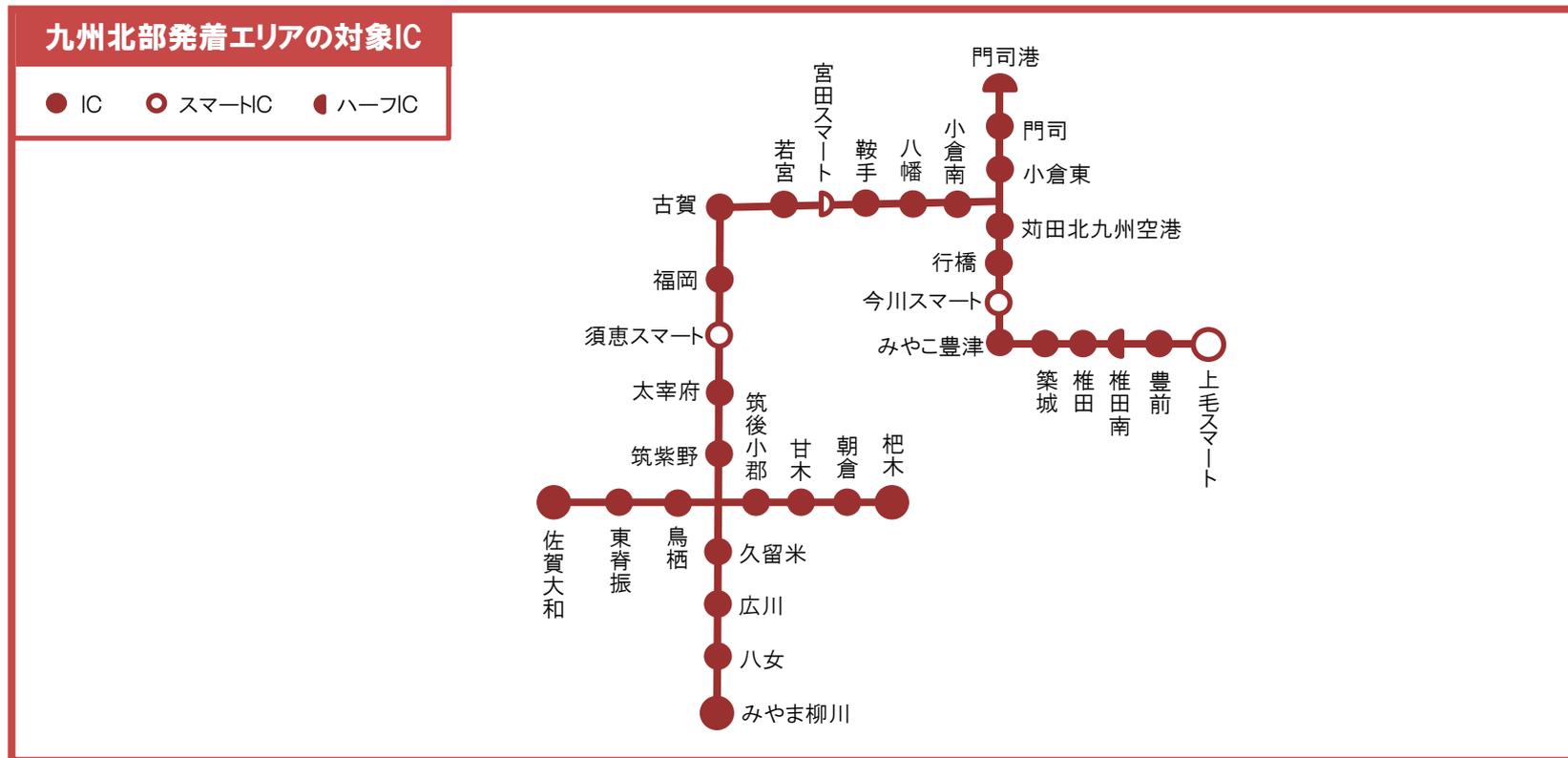
周遊走行は、周遊エリアの対象 I Cが乗り降り自由となります。



復路走行は、周遊エリアの対象 I Cからご出発ください。

走行方法について その3

復路走行は、九州北部発着エリアの対象 I C でお降りください。



※ 復路走行で対象エリア外まで走行される場合は、必ず**発着エリア内のIC**で**一度降り**、再度**乗りなおして**ご走行ください。
乗りなおされない場合は、割引が適用されませんのでご注意ください。

※ 都市高速の各 I C で流出される場合は、発着エリアの I C で料金を精算後、直通で都市高速へ流入が可能です。

お問い合わせの多い内容について

Q. 周遊走行・復路走行がない場合でも本割引プランを使えますか？

A. ご利用いただけます。

本割引プランは、往路走行の完了をもって割引適用を判断いたします。

■ 本割引プランの料金が適用となる走行例

各走行	各走行の有無			
①往路走行	○	○	○	○
②周遊走行	○	-	○	-
③復路走行	○	○	-	-

往路走行が完了していれば、
周遊走行・復路走行がない場合でも
本割引プランの料金が適用となります。

Q. 1日のみ、または2日間でも利用できますか？

A. 本割引プランは1日のみ、2日間でもご利用いただけます。

■ 全日3日間プランのご利用可能日数

1日のみ	2日間	3日間
○	○	○

■ 休日2日間プランのご利用可能日数

1日のみ	2日間
○	○

発着エリア外の I C からのご利用方法 (往路走行・復路走行)

・南関 I C から岡山 I C までご利用の場合

本割引プランの適用にならない走行



九州北部発着エリア外

周遊エリア

往路走行は「九州北部発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
上図の場合、南関 I C は九州北部発着エリア内の対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランの適用となりません。

本割引プランの適用になる走行



九州北部発着エリア外

九州北部発着エリア

乗り直し

九州北部発着エリア

周遊エリア

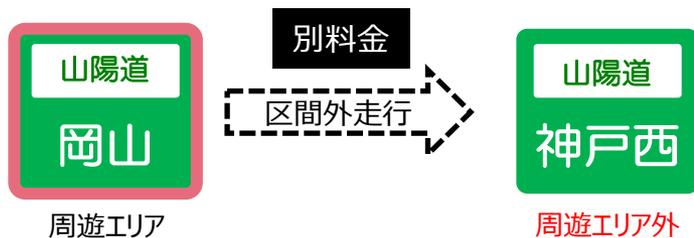
上図の場合、九州北部発着エリア内の「みやま柳川 I C」で一旦乗り直して、周遊エリア内の「岡山 I C」まで走行しているため往路走行が成立し、本割引プランが適用となります。(南関 I C ～みやま柳川 I C の通行料金は別途必要となります。)

※復路走行は「周遊エリア内の I C で高速道路に乗り、九州北部発着エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
発着エリア外へご走行の場合は、必ず発着エリア内の I C で乗り直しをお願いいたします。

周遊エリア外の I C までのご利用方法（周遊走行）

・岡山 I C から神戸西 I C までご利用の場合

本割引プランの適用にならない走行



周遊走行は、「周遊エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で高速道路を降りる」ことが条件です。
上図の場合、門司 I C は周遊エリア内の対象 I C ではありませんので、岡山 I C ～神戸西 I C の全区間の通行料金が必要です。

本割引プランの適用になる走行

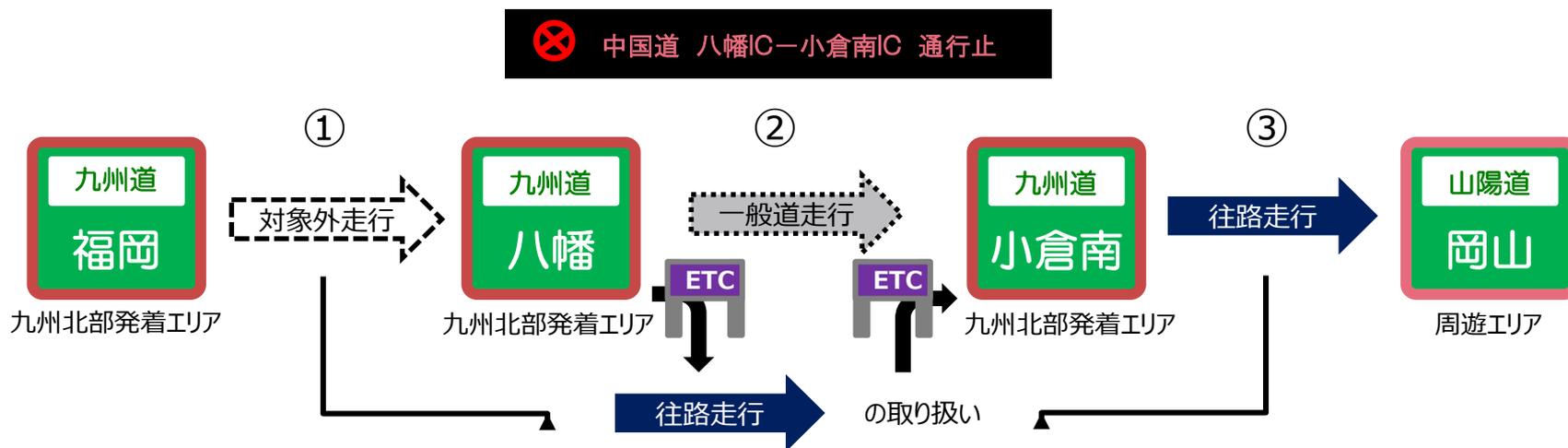


上図の場合、周遊エリア内の備前 I C で一旦乗り直して、周遊エリア外の神戸西 I C まで走行しているため、備前 I C ～神戸西 I C の通行料金を別途お支払いいただくことでご利用いただけます。

通行止め時のご利用方法

往路・復路・周遊の各走行の際に、通行止めに伴い一旦高速道路を流出された場合、通行止め区間を一般道で迂回し、再び高速道路に流入していただくことにより、本割引プランの料金で請求させていただきます。
 (迂回時にN E X C O西日本管理以外の道路をご利用の場合、別途その走行にかかる通行料金のお支払いが必要となります。)

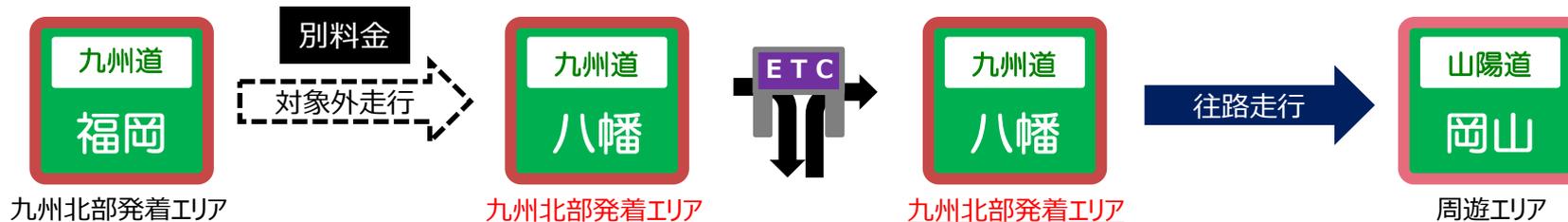
- ・(例) 福岡 I C から岡山 I C までの往路走行の途中に、通行止めにより八幡 I C で流出した場合



- ① 福岡 I C から走行いただき、通行止め開始区間の手前となる八幡 I C で高速道路を降りてください。
 - ② 一般道で通行止め区間を迂回してください。 ※都市高速道路を迂回された場合、その通行料金は別途必要となります。
 - ③ 小倉南 I C で高速道路を乗り直し、岡山 I C までご走行ください。
- ⇒福岡 I C ～岡山 I C の直通走行とみなして、往路走行の取り扱いとなり、本割引プランの対象となります。

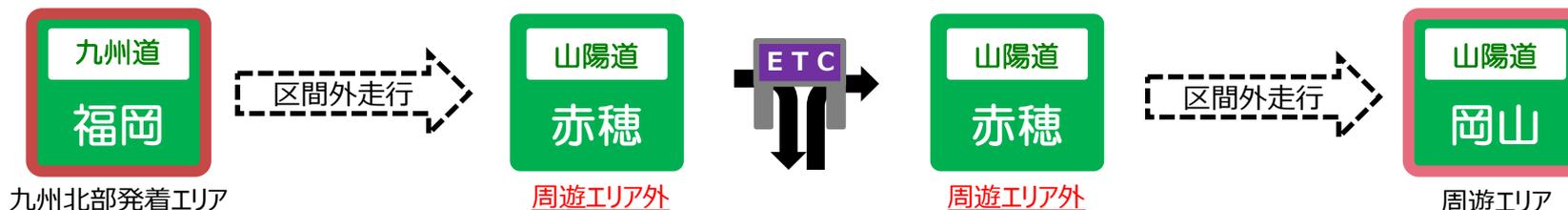
本割引プランの対象外となる走行例 (往路走行)

①途中、発着エリア内の I C で流出した場合



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
 上図の場合、発着エリア内の八幡 I C で一旦、高速道路を降りて再度乗り直しているため、往路走行は八幡 I C ~ 岡山 I C となります。
 そのため、本割引プランの料金に加えて福岡 I C ~ 八幡 I C の通行料金が別途必要です。
 ※通行止めなどの場合で、当社の指示により一旦、高速道路を降りる場合を除きます。

②周遊エリア外の I C で流出した場合



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
 上図の場合、赤穂 I C は周遊エリアの対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランが適用されません。
 ※周遊エリア外へ走行される場合は、周遊エリアの対象 I C で乗りなおしが必要です。